

- ◆ 新年を迎えて
 - ◆ 直売品目の充実をめざして ～杉並区における端境期対策への取組～
 - ◆ 北多摩の茶生産者が東京都GAP認証を取得
 - ◆ 奥多摩わさび塾の取組 ～育て！次世代の担い手～
 - ◆ 天敵製剤を活用したハダニ類防除の検討 ～稲城の梨生産組合における取組～
 - ◆ コロナ禍での花の市場動向 ～鉢花・花苗を中心に～
 - ◆ 一口メモ：注目度が増す江戸東京野菜
 - ◆ 一口メモ：インド料理向け「メティ」の栽培
 - ◆ お知らせ



新年を迎えて



新年明けましておめでとうございます。日頃より東京都の農業振興施策の推進に際して、ご理解とご協力を賜り、年頭にあたり厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの影響について

2 昨年、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校給食や飲食店への出荷激減、イベント中止による花きの需要低迷など、農業者の皆様経営にも大きな影響がありました。そのような中、都内の農産物直売所では在宅勤務の拡大や学校休校などを受け、来店者数や売上げが増加したとの話を伺っています。多くの都民が外出自粛生活の中で、新鮮な農産物を生産する農地と、それを購入できる直売所が身近にあることに気づきました。都市農業が果たしてきた役割が再認識され、都市農業への期待は今後ますます高まっていくのではないかと思います。

次期5カ年の普及計画について

さて、東京都の農業改良普及事業ですが、昨年8月に、国が令和3年度からスタートする新たな5カ年の運営指針を発表しました。普及事業が取り組む基本的課題として、「担い手の育成・確保」、「スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化」など6課題が位置づけられました。

これを受けて、東京都でも、次期5年間の活動を方向づける実施方針と新たな基本計画を作成します。策定にあたっては、昨年秋に開催したフォーラムでのご意見やアンケート結果、外部評価でのご指摘を踏まえ、農業者の声を適切に反映させてまいります。

さらに、今後、環境制御技術を活用した施設

東京都農業振興事務所 所長 小金井 毅

栽培が増えていくことに伴い、高度な技術を有する生産者の育成や技術の普及が欠かせません。普及指導員も複雑化・高度化する技術課題に対応するため、ICT技術を活用した資質向上に努めてまいります。

担い手支援について

私は、中小企業支援に長く携わってきた経験から、各産業共通の課題として、担い手不足、事業継承の難しさを改めて感じています。

今年度からスタートした東京農業アカデミーでは、東京農業の担い手を確保・育成することを目的に、就農検討期から経営発展期に至る各ステージに応じた支援を開始しました。

この一環として、各農業改良普及センターでは、基礎的な技術や経営を学ぶフレッシュ&Uターン農業後継者セミナーや意欲的な農業者が切磋琢磨しながら自らを高めていく経営力強化セミナーなどを実施しています。

また、新規就農者や経験の浅い農業者が実践的な農業に触れる機会として、指導農業士による研修は今や欠かせないものとなっています。今後とも、指導農業士の皆様には一層のお力添えをお願いいたします。

東京農業の発展について

大都市の農業は、相続とともに年々農地面積が減少傾向にあります。限られた面積で最大限の生産性をあげるには、ICT・IoT、AI、ロボティクスなどの先端技術を駆使したスマート農業は不可欠です。普及活動においても、東京の実情にあった取組を推進するとともに、農業者の「経験知」と先端技術をつなげるなど、普及指導員と一緒に考えフォローする役割を果たしてまいります。

最後になりましたが、今年が皆様にとって実り豊かな一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

中央農業改良
普及センター

直売品目の充実を目指して

～杉並区における端境期対策への取組～

杉並区では直売を経営の主体とした生産者が多く、個人の庭先直売所、JAの共同直売所への出荷が盛んです。区内の生産者からは、「端境期対策として新しい品目や作型を導入したい」という要望が多く寄せられ、直売品目の充実に向けた支援が一貫して求められてきました。

今回は、この5年間で普及センターが取り組んできた杉並区における野菜の端境期対策について紹介します。

新たな品目の導入について

区内の生産者には、2つの課題がありました。一つ目は限られた面積でなるべく多くの品目を栽培すること、二つ目は端境期をできるだけ短くし、周年出荷を目指すことです。主な端境期は4、5月と9、10月です。区内では施設主体の経営と露地主体の経営があり、新品目新作型の導入にあたっては、各生産者の設備面を含めた検討が必要でした。

普及センターでは、JAと協力しながらこの5年間で多くの新品目新作型を生産者に提案し、10回以上の試作が行われました（写真1）。その結果は、栽培がしやすく消費者の評価も良く定着したもの、一時期導入されたものの数年で栽培が中止されたもの、栽培や出荷の過程で問題が起きたため定着しなかったものなど様々でした（表）。



写真1 春どりネギの栽培

表 新品目新作型の試作事例（H28～R2）

品目	出荷時期	評価
春どりダイコン	2～3月	○
ツルナ	3～11月	△
極早生タマネギ	4月	×
葉ニンニク	4月	×
春どりネギ	4月	試作中
春どりブロッコリー	4～5月	○
アシタバ	4～6月、9～10月	×
カラーピーマン	7～11月	○
抑制スイートコーン	9～10月	△
抑制エダマメ	9～10月	○
亀戸ダイコン	12月～3月	○

○：定着、△：導入後数年で栽培中止、×：試作のみで栽培中止

経営力向上を視野に入れて

近年、区内の生産者ではエダマメの抑制栽培により販売期間の長期化を図った事例や、トマトの露地栽培から養液栽培に切り替えたことで経営が再構築され、収益向上に繋がった事例があります（写真2）。



写真2 区内に導入された養液栽培トマト

新品目や新作型の提案は、各生産者の経営の軸となる品目が優先されるのはもちろんのこと、省力化やコスト削減の視点も欠かせません。

普及センターでは、生産者の経営全体の改善を図る視点を持ちながら、今後も端境期対策に取り組んでいきます。

中央農業改良
普及センター

北多摩の茶生産者が 東京都GAP認証を取得

東京狭山茶は、北多摩地域の北西部から西多摩地域にかけて生産されている特産品です。

普及センターでは、令和元年6月に東京都GAP（以下、都GAP）に茶の管理基準が定められたことから、茶生産者の都GAP認証取得の支援に取り組みましたので、北多摩地域の事例をご紹介します。

都GAP認証取得への支援

令和元年7月に、西多摩普及センターが東京狭山茶の生産者団体である「東京狭山茶農業協同組合」に、GAPについての説明会を実施したところ、北多摩地域の生産者3戸が都GAP認証の取得にチャレンジすることになりました。東京狭山茶の生産者は、茶樹の栽培から製茶・販売まで一貫して行っており、その工程すべてがGAPの対象となります。特に製茶工場内には、やけどや指を挟む事故が発生しかねない機械が多く、注意喚起の掲示や安全のためのルールの特長について指導しました（写真1）。



写真1 機械に付けた注意喚起表示

またGAPでは、その製品がいつどの圃場でどうやって作られたものが特定できるよう、生産ロットを適正に管理することが求められます。しかし茶は1つの圃場で摘採した茶葉から複数のグレードの荒茶を作ったり、複数の荒茶を合組（ブレンド）して仕上げ茶を作ったりするため、生産ロットの管理が極めて複雑です。普及センターでは、各農場のこれまでの記録方法を活かしながら、より詳細に管理ができるように、

記帳様式や製品管理方法の改善を支援しました。

GAPの考えに基づいて生産者ととともに圃場や施設を点検すると、生産者自身が意識していなかったリスクに気づき、改善することができました（写真2）。



写真2 点検表に従って製茶機械を点検する様子

また、製茶施設の照明器具の飛散防止や窓への網戸の取り付け、施錠できる農薬保管庫の設置等、改善にある程度の費用がかかる場合には、東京都の補助事業である「GAP認証農産物普及促進事業」を活用できるため、その支援も併せて行いました。その結果、令和2年3月に東大和市で2戸、武蔵村山市で1戸が認証を取得することができました。

今後の普及センターの取組

全国の茶産地で各種GAP認証の取得が進む中、東京都でも都GAP認証を取得した茶生産者が誕生しました。都GAP認証に取り組んだことで、農作業安全や食品安全の確保、整理整頓による作業効率の改善などの効果が得られました。

令和3年度にはHACCPに沿った衛生管理の実施が食品事業者にも義務付けられることから、茶生産者もより一層の食品衛生管理の取組が求められます。

普及センターではより多くの茶生産者にGAPの取組を推進すると共に、認証取得者に対しては自己点検の継続を促し、GAPの取組を通して持続可能な農業の実現と安全・安心な食品提供ができるよう支援していきます。

西多摩農業改良
普及センター

奥多摩わさび塾の取組

～育て！次世代の担い手～

ワサビといえば静岡県の伊豆、そして長野県の安曇野が有名ですが、奥多摩も古くからの産地として知られています。奥多摩特産のワサビは全国第6位（令和元年特用林産物生産統計調査：農林水産省）の生産量を誇ります。山から湧き出る一定の温度の水と地質が育む、辛みと豊かな風味が特徴です。

奥多摩のワサビ生産を担うのは、長い歴史と伝統がある奥多摩山葵栽培組合です。しかし、山間地域の奥多摩では、高齢化が深刻な問題となっています。

そこで奥多摩町では、ワサビ栽培の後継者を育てるべく平成14年に「奥多摩わさび塾（以下、「わさび塾）」を開講し、現在第16期生がワサビ栽培を学んでいます。

「奥多摩わさび塾」の取組

「わさび塾」では、作付けされなくなったワサビ田を奥多摩町が所有者から借り受け、受講生が栽培を実践します。ワサビの標準的な生育期間は1年半で、冷涼な気候と清涼な流れを必要とし、沢でじっくりと育てます。



写真1 「わさび塾」の実習の様子

そのため、「わさび塾」の実習期間も1期1年半で、後半の半年は次期受講生と一緒に手入れをし、秋口の収穫で講座終了となります。現在「わさび塾」で栽培を指導している講師は、

第1期の卒業生で、普及センターでは病虫害や獣害対策などの技術的な指導を行っています。

受講生は公募され、都内だけでなく、神奈川県や埼玉県、さらにはオーストラリア出身の方もおり、卒業生は70名を超えます。



写真2 ワサビの収穫

次世代の担い手育成

奥多摩のワサビ田は、その立地条件からこれまでもたびたび大きな自然災害に見舞われてきました。特に令和元年10月の台風19号は「わさび塾」の実習圃場も含め、奥多摩のワサビ栽培に甚大な被害をもたらしました。そうした中、ワサビ復興に向けた台風被害復旧会議には、奥多摩山葵栽培組合とともに「わさび塾」卒業生も参加するなど、生産の一翼を担う新たな人材が育ちつつあります。

奥多摩のワサビ経営は、個人消費や業務需要だけでなく、個人店契約、直売所販売に加えて、収穫体験ツアーを立ち上げるなど広がりを見せており、新しい展開が期待されます。

普及センターでは、奥多摩町の特産ワサビ生産技術を次の世代に着実に伝えていくため、今後も奥多摩町と連携して「わさび塾」を通じた担い手育成支援を継続していきます。

南多摩農業改良
普及センター

天敵製剤を活用した ハダニ類防除の検討

～稲城の梨生産組合における取組～

稲城市の梨生産者は、ナシ園に住宅が隣接していることから、農薬散布には細心の注意を払っています。しかし、市の主要品種である「稲城」は、葉が内側に巻くため、農薬がかかりにくく、ナシの重要害虫であるハダニ類の防除が課題でした。そこで、天敵製剤を活用したハダニ類防除に取り組みましたので紹介します。

天敵製剤の導入の経緯

ダニ類は薬剤抵抗性を獲得しやすく、殺ダニ剤は登録年1回しか使えないものが多いため、猛暑の年はハダニ類の発生量が増え防除に苦慮しています。

そうした中、露地栽培のナシにハダニ類の天敵製剤であるミヤコカブリダニが農薬登録され、稲城市でも平成28年から天敵製剤「スパイカルプラス」の導入が一部の生産者で試験的に始まりました。しかし、天敵製剤を畑に設置すると、天敵に影響の少ない農薬しか使用できないため、なかなか導入が進みませんでした。

そこで平成30年と令和元年に、稲城の梨生産組合の協力を得て農総研病害虫チームと共同で現地実証に取り組みました。

試験の結果

天敵製剤「スパイカルプラス」、「ミヤコバンカー」を生産者3戸（以下、天敵区①～③）の圃場に設置し（写真）、天敵に影響の少ない農薬を使用しました。そして、慣行の農薬を散布する生産者2戸と合わせて（以下、慣行区①、②）、計5戸の圃場でハダニ類の発生状況と農薬の使用回数を調査しました。

その結果、殺ダニ剤散布回数は、平成30年において天敵区は2～3回、慣行区は7回、9回となりました（表1）。令和元年も同様に、天敵区の方が農薬散布回数が少なくなりました。

いずれの年も天敵区と慣行区は同等の防除効果が認められました。



写真 「スパイカルプラス」(左)、「ミヤコバンカー」(右)

表1 殺ダニ剤の散布回数

	天敵区			慣行区	
	①	②	③	①	②
平成30年	3	2	2	7	9
令和元年	3	5	2	10	10

また、平成30年のハダニ類防除の費用は、農薬散布時の労働費の差から、天敵製剤「スパイカルプラス」を設置した天敵区の方が慣行区より安価に抑えることができました（表2）。

表2 10aあたりの防除費用の比較（平成30年）

（単位円）

	散布回数	農薬費	労働費	計
天敵区①	3	30,900 (20,700)	6,380	37,280
慣行区②	9	27,610	15,660	43,270

※労働費：農薬散布、製剤を設置した時間を賃金として換算
※1時間あたりの賃金は、1,160円で計算

※（ ）は農薬費のうち天敵製剤購入金額

今後の課題

この結果を受けて、天敵製剤を導入する生産者が平成28年は8戸でしたが、令和2年には42戸に増えました。しかし、一部の生産者では「製剤設置後は天敵に影響の少ない農薬を使用しなければならず、シクイムシ類やカメムシ類の防除が難しい」という声があり、課題となっています。普及センターは今後さらに、稲城の梨生産組合や関連機関と協力し、防除体系について検討を続けていきます。

農業振興事務所
振興課
技術総合調整担当

コロナ禍での花の市場動向

～鉢花・苗物を中心に～

令和2年前半は、イベント等の開催自粛や緊急事態宣言の発令による小売店の休業等により、花きの需要は急激に減少しました。花き生産者、流通、小売業の関係者は、これまでに経験したことのないような状況に立たされたことと思います。未だ終息の見通しは立たない状況ですが、令和2年の花き業界の動きを、東京都中央卸売市場「市場統計情報（月報）」をもとに振り返ります。

鉢花・苗物の流通動向

「東京都中央卸売市場全市場の取扱数量と金額」(図)は、前年を100%とし令和2年10月期までの鉢花・苗物の取扱数量と金額をまとめたものです。

令和2年1月は取扱数量、金額ともに前年に比べ90%程度（以下、数値は前年比）でしたが、2月は苗物120%、鉢花110%程度と増加に転じました。

しかし、3～4月は市場の取扱数量、金額とも前年の70～80%に落ち込みました。例年は、卒業式、歓送迎会、入学式などで花の需要が増える時期だけに打撃は非常に大きかったと言えます。

一方で5月に入ると、外出自粛が継続する中、庭やベランダで園芸を楽しむ家庭が増え、商店街の小売店やホームセンターなどへの来客数の

増加とともに、花苗や鉢花の需要が増えました。特に、苗物は5～6月に前年並みの取扱数量に回復し、7月以降も品薄状態が継続して、10月までの金額は前年に比べ110～120%で推移しました。市場や小売関係者によると、全国的に新型コロナウイルス感染拡大に伴って、生産見合わせや作付面積を縮小する動きがあり、市場での品薄状態が続いていることが要因とのことです。

難局を乗り越える都内生産者

市場出荷が主体の生産者は、3～4月以降、先の不安を抱えながら、播種や苗購入を縮小しつつ、市況の推移を見守っています。

また、この機会に自身の働き方や生産性を見直し、生産品目を絞り込み、直売から市場出荷へその比率を増加させる生産者も現れました。

さらに、新たな販路拡大のため、eコマースでの販売やSNSによる情報発信などプロモーションに力を入れ、待ちの経営から攻めの経営へと変化させる取組も見られます。

今後の展開について

今後も新型コロナウイルスの影響が続くことが想定される中、花きの生産、販売も従来の枠にとらわれない形で検討していかなければなりません。新しい生活様式の中で、花と緑に癒しを求める方々が増え、ステイホームの中で、園芸に目覚める人々が増えたことは明るい希望です。

現状は厳しいですが、このピンチに改めてご自身の経営を見直して、将来に向けた計画作成を試みてください。普及センター、農業振興事務所は各種セミナーなどを通じて、経営改善に向けた支援を行っています。是非、ご活用ください。

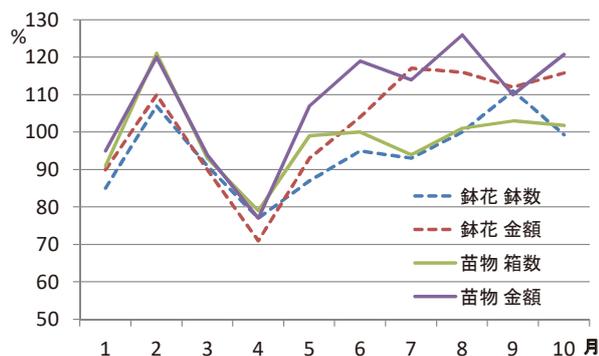


図 東京都中央卸売市場全市場の取扱数量と金額
(前年を100%とする)

一口メモ

注目度が増す江戸東京野菜

青梅市内の生産者の間では、新しい直売向け品目として、江戸東京野菜の栽培が増えています。「江戸」「東京」というワードが地産地消のアピールとなり、青梅産野菜のブランド化に繋がるのではと期待が高まっています。これまでに「金町コカブ」「大蔵ダイコン」「下山千歳ハクサイ」「寺島ナス」「後関晩生コマツナ」「馬込半白キュウリ」が栽培、出荷されました。

普及センターでは、太陽熱消毒や防虫ネットの利用による病虫害防除などの栽培管理の他、採種方法の指導も行ってきました。令和2年には、新たな品目として「馬込三寸ニンジン」の展示ほを設置し、現地への導入を支援しました。



馬込三寸ニンジンの栽培

一口メモ

インド料理向け「メティ」の栽培

江戸川区には多くのインド人が在住しており、インド料理向け野菜の需要があります。中でも「メティ」（フェヌグリーク）と呼ばれるハーブは、種子は粉末にしてスパイスとし、生葉は日常的な料理に利用されています。しかし、特に生葉は入手が困難なため、区内生産者が栽培を始めました。

「メティ」は、マメ科植物で、草丈15～20cmで出荷します。これまでの試験栽培から、気温が高い期間は出荷できないこと、農薬は野菜類登録のみなので、アザミウマ類などの微小病虫害対策などが課題となることなどが分かりました。普及センターでは、「メティ」の生産に際し農薬に頼らない栽培方法や夏期の安定供給に向けた栽培支援を行っています。



メティの草姿（左）と栽培状況（右）

お知らせ

- ◎ 2月1日（月）「東京都農業男女共同参画フォーラム」
会場：JA東京第一ビル 2階会議室

- 表紙写真：後関晩生コマツナ（青梅市）

◆お問い合わせは下記まで・・・

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 農業振興事務所中央農業改良普及センター | ☎042-465-9882 |
| 農業振興事務所中央農業改良普及センター東部分室 | ☎03-3678-5905 |
| 農業振興事務所中央農業改良普及センター西部分室 | ☎03-3311-9950 |
| 農業振興事務所西多摩農業改良普及センター | ☎0428-31-2374 |
| 農業振興事務所南多摩農業改良普及センター | ☎042-674-5971 |
| 農業振興事務所振興課 | ☎042-548-5053 |

とうきょう普及インフォメーション116 印刷物規格表第1類
令和3年1月1日発行 登録番号(31)9
編集・発行 東京都農業振興事務所振興課
立川市錦町3-12-11
☎ 042-548-5053
FAX 042-548-4871
印刷 社会福祉法人 東京コロニー
☎ 042-394-1113



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。